市民オンブズマンわかやま

ニュース　NO119

発行責任者　畑中　正好　　発行日　２０１６年１１月７日

連絡先　和歌山市十二番丁１０番地　和歌山合同法律事務所内 TEL　073-433-2241　FAX　073-433-2767
http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/　Ｅメール wa_obz@naxnet.or.jp

第23回全国・香川大会に参加

来年の全国大会・和歌山大会に決定

９月24、25日に高松市で開催された全国市民オンブズマンの第23回全国 香川大会に、当会から、阪本康文代表（弁護士）、池内祥元氏、阪谷昇良ご夫妻、芝野友樹弁護士、畑中正好事務局長の6人で参加してきました。阪谷氏から大会の報告文を投稿いただきましたので掲載します。なお、来期の全国大会開催地の打診があり、会場が確保できたことから引き受けることになりました。今から日程の確保をお願いします。

粘り強い活動に感激

阪谷　昇良

９月24、25日に高松市で開催された全国オンブズマンの香川大会に参加しました。

不安定な今年の気候にも関わらず両日とも天候に恵まれ、気分よく参加することができました。

今年のメインテーマは「ふぅがわるいで、政務活動費」でした。

約２５０人が集った大会は、実行委員会の挨拶から始まり、基調報告、政務活動費基調アンケート報告、働き掛け記録制度調査報告及び「秘密保護法とビートルズ」情報公開の現状等の報告と続きました。

中でも「ビートルズ」という名に、懐かしい思いを抱いて聞き入りました。１９６６年にビールズが来日した際の警備状況を記録した映像フィルムが警視庁に残っていたことがわかったことから、そのフィルムの情報公開請求をしたが、全面非開示になった。約50年前の情報でも未だに非公開にされたことで、秘密保護法の秘密指定30年が延長される危険が浮き彫りになった。しかし、ビートルズ来日の警備の映像は何度も放映されており慣行として公にされた情報に当たるとして、再度、開示請求をした。そうすると今度は、個人情報を除く部分を開示する（ビートルズの顔は開示）と決定。その決定もおかしいとして審査請求した、との報告でした。

〈次頁に続く〉

来期の和歌山大会

日程　9月2(土)、3(日)日

場所　和歌山県民文化会館

1面続き

政務活動費

号泣県議に懲りずに又々

政務活動費の問題は、年来の問題であり、特に昨年は野々村氏の号泣会見で政治に関心の無かった人々にも《政活費》の使われかたを知らしめたと言うおまけまでついていたのに、又々同じ問題が起こるとは！

不正をした人達はあれは他人事、他県のことしか思っていなかったのか。ばれたら、辞職と言う態度の軽さはとても県民、市民に選ばれ真摯に県政や市政に取り組んでいるとは思えない。

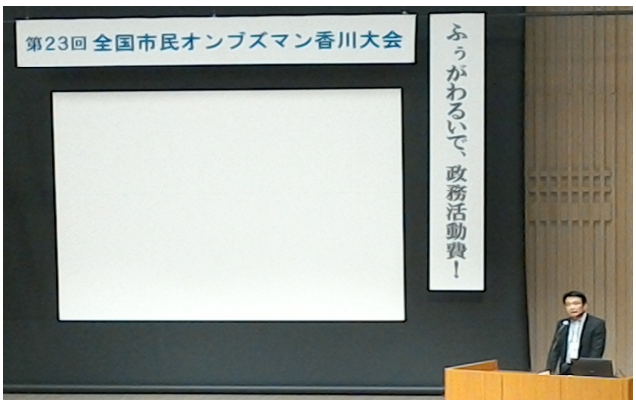

情報公開審査会

訴訟より救済可能性たかい

また、大会では、かながわ市民オンブズマンの設立メンバーである森田明弁護士による「これでわかる国の情報公開審査会の活用法」という講演がありました。森田氏は、２０１１年10月から３年間、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の常勤委員を務めたことの経験から話しをされました。

森田氏は、審査請求は、市民からすれば、訴訟より簡単に安くて活用できる。インカメラ等により審査会が主体的に調査・判断し救済することがあり、この点、訴訟よりも救済可能性が高いことを強調されました。

原発とカネ分科会

簡単ではないが脱原発でがんばって

翌日は、①政務活動費、②説明責任、③町内会、④情報公開審査会、⑤原発とカネの五つの分科会が持たれ、私は、「原発とカネの分科会」に参加しました。

「原発とカネ」分科会では、地震等による過酷事故の可能性という技術的な観点や、未来の世代に放射性廃棄物という負の遺産を残したり被爆労働を強いたりするという倫理的な観点と、原発立地をめぐる税金の流れが立地自治体の財政を歪めたり、利権構造が温存されたりしているという現状などを明らかにすることで、それが本当に私達にとって望ましいエネルギー政策なのかを考えるために、伊方原発を抱える当地での開催ゆえに企画したという。

分科会では、井上博夫（岩手大学名誉教授）氏と小西公彦（未来を考える脱原発四電株主会共同代表）氏から、それぞれ報告があり、それを元に議論しました。

井上氏は、「原発と自

治体財政、地域経済」と題して報告。現原発の社会的な形態では、災害や損害に対して保障する保険会社のような保障機関はなく、この現状では健全な企業とはいえない。しかし、国は、武器利用の予備として必要と考えている、と指摘します。脱原発をすすめるには、変動エネルギーの安定化、蓄電気方式等の研究再生エネルギーの発送電の制約問題等々の解決が必要だと強調しました。

小西氏は、脱原発を願う賛同株主の協力の元、２０１２年以降毎年、株主提案を行ってきた。その提案は残念ながらいずれも否決されてきた。しかし、ほぼ毎年、提案株主数、賛同株数とも増えており、今年は過去最高を記録した。株主総会では私達以外にも何人もの一般株主から、原発の安全性はもちろん、不経済性、非倫理性などの面からの鋭い指摘も多くあり、原発問題が決して風化してはいない、と強調しました。また、脱原発だけを目指しているのではなく健全な企業への成長も願っており、そういう意味で、活動は、四国電力オンブズマンといえるといいます。簡単には解決できない脱原発なのに、よくがんばっているなぁ、と思いました。

２日間参加してオンブズマンの皆様方の粘り強い活動に感激しました。

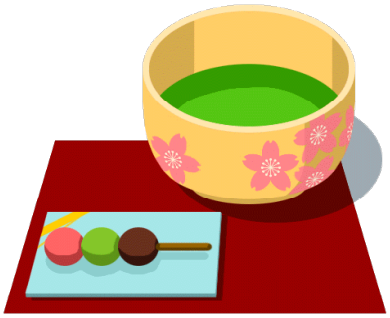

全国大会調査報告
政務活動費アンケ

和歌山県・市
透明化の遅れが顕著

政務活動費アンケートの調査結果が報告されました。

これは、H27年度の政務活動費の執行率を把握し、会計帳簿、活動報告書、視察報告書などを作成し公表しているか否か、ホームページ（以下HPという）に掲載しているか否か、その掲載の内容や、領収書等の写しをCDで市民に提供しているか否かなどを問いかけ、集計・分析したものです。

執行率は、全国平均の87・8％に対し、和歌山県は89％であり、和歌山市が77・2％でした。今、問題が沸騰している富山市は１００％でした。執行率は昨年より若干減少している。しかし、交付額を増額している自治体がある。増額自治体は、過去に問題が発覚して減額していたところで増額に転じている。そういうことから、その減額は、批判をかわすための期限付き措置であった、と批判しています。

会計帳簿等の写しの提出は、都道府県では15府県、中核市は半数近い23市が義務付けていました。しかし、当和歌山県は、会計帳簿はおろか、活動報告書、視察報告書の提出を義務付けていず、HPへの掲載もしていず、CDでの提供も行っていません。和歌山市は、収支報告書のみHPに掲載していますが、それ以外は県と同じでした。当県市の透明化の遅れが顕著といえます。

領収書まで、HPに掲載して公開しているところは９議会（大阪府、兵庫県、高知県、京都市、大阪市、神戸市、函館市、大津市、西宮市）ありました。徳島県や横須賀市も公開を予定しており、流れは公開の方向にあるといえます。

香川大会に参加して

光栄に思う来年の和歌山大会

弁護士　阪本康文

政務活動費は、兵庫県の某県議の号泣会見（２０１４年７月）により大きな注目を浴び、その後、同県議は政務活動費を全額返還したにもかかわらず起訴され、２０１６年７月６日に懲役３年、執行猶予４年の有罪判決を受けました。

この事件は、議員にとって、政務活動費を目的外に使えば、刑事事件となり、有罪判決を受けることまであるという、大きな教訓となったはずの事件でした。ところが、香川大会の直前になって、富山市議会議員、富山県議会議員の政務活動費不正受給問題が発覚し、富山市議会議員の大量辞職（12名、ちなみに議員定数は40名）という、前代未聞の事態まで発展しました。香川大会はこのホットな問題が発生した中で開催されることになり、マスコミから注目され、報道関係者はかなり来ていました。この富山の問題は、富山市議会議員の議員報酬の引き上げ問題が背景にあり（月額60万円から月額70万円に引き上げるものであり、中核市の中で最高額）、某議員（その後辞職）が取材していた地元女性記者を押し倒して取材メモを奪うという暴挙に出ました。これを契機にして、地元マスコミが政務活動費の使途を詳細に調査し、不正を明らかにしたということです。「政務活動費」→略称「政活費」→「セイカツヒ」（生活費）という実態が明らかになりましたが、おそらくこれは氷山の一角ではないかと思われます。富山の地元マスコミの不正追及の姿勢に感服するとともに、さて、和歌山ではどうだろうか、という思いを抱きました。マスコミが権力を監視するという緊張関係にあることが、民主政治にとって重要です。マスコミと権力が馴れ合い、いわゆる垂れ流し報道ということでは、単なる広報機関に過ぎないことになって、国民の知る権利に資するものではありません（マスコミの報道の自由、取材の自由というのは、国民の知る権利に奉仕するものとして認められています）。そして、来年９月２日（土）、３日（日）に和歌山市内で和歌山大会が開催されることになりました。市民オンブズマンわかやま結成20周年という節目の年でもありますので、光栄なことと思います。是非ご予定いただき、多くの会員の皆様、市民の皆様の参加をお待ちしています。

「口利き」記録制度調査報告

機能していない和歌山県制度
そもそも制度がない和歌山市

全国大会では、「口利き」記録制度の報告がありました。これは、自治体議員の要望・働き掛け記録制度のことであり、「口利き」記録制度とも呼ばれていました。

「口利き」では違法・不当な働きかけを連想させますが、今日、自治体の行政課題を巡る様々な人々の議論や地方議会の議員の活動を有権者が知る、という住民の政治参加のための情報公開の機能が期待されるようになってきています。実際に、そう位置づける自治体では、不当、違法な働きかけを連想させる「口利き」という用語を用いなくなっており、「要望等記録」などの呼称を用いるようになってきています。

パワーポイント発表資料(PDF)がご覧いただけます。
http://www.ombudsman.jp/taikai/kuchi160924.pdf

そこで、全国の自治体の記録制度が、そのような要請に応えるものに進化しているだろうか否か。それをさぐるために、自治体への働きかけ記録制度全般を対象として、調査が行われました。

その調査は、①記録制度が制定されているか否か、②記録制度が設けられているとして「不当又は違法な働きかけ」であることを要件にしているか否かを中心に集計・分析が行われました。

集計の結果、制度が制定されている都道府県は30（未制定17）、中核市は21（未制定26）。そのうち「不当又は違法な働きかけ」を要件にしている都道府県は16。中核市では9でした。

分析の結果、①「不当又は違法な働きかけ」を要件にしていない自治体では、多くの働きかけが記録されており、②それとは逆に、要件にしている自治体では、不当、違法な働きかけが記録されていないことが明らかになった、としています。

何故そうなるかについて、口利きが「不当・違法」かを判断するのは、働きかけを受けた自治体職員であり、一方働きかける者の多くは、議員や自治体職員ＯＢであることから推察すると、その職員が不当・違法の判断を行う事自体、不可能だろう、と指摘します。

和歌山県は、制度が定められているが、不当・違法を要件にしており、記録件数もゼロであることから、制度が機能していないことが分かります。和歌山市にはそもそも記録制度が定められていません。

当面の予定

11月7日　PM 4:00～
　ニュース発送作業日
11月17日　PM1:30～
　政務調査費訴訟第2回期日（2件とも）
11月17日　PM 6:00～
　第4回全員会議
12月19日　PM 4:00～
　編集会議
1月10日　PM 4:00～
　ニュース発送作業日
1月19日　PM 6:00～
　第5回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟

2件提訴したうち後発の訴訟は、9月16日に第1回裁判が行われました。こちらも、県側の代理人に、先発の訴訟と同じ、奈良市の弁護士がつきましたが、当日は欠席し、当方の出廷のみで行われました。仁坂知事は、全面的に争う姿勢を示しています。

次回期日は、2件とも11月17日午後1時30分からです。

次回会員会議のご案内

日　時　　11月17日(木)午後6時～
場　所　　和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。